

ジクロロイソシアヌル酸に関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>ADIが0.86mg/kg 体重/dayとされているが、体重60kgのヒトなら約0.0516gということになる。この量は感覚的に多いと感じるが、この量を審査した方々は毎日摂取される勇氣があるのか？</p> <p>また、「評価に供されたジクロロイソシアヌル酸ナトリウムの遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、<i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、ジクロロイソシアヌル酸は生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。」とされているが、本当に大丈夫か？</p>	<p>【回答1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、各種毒性試験の結果を評価し、ヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されていると承知しています。</p> <p>また、遺伝毒性について、同委員会は、復帰突然変異試験の一部（同種の菌株を用いた2試験中1試験）で陽性と判定されたものの、変異原性は弱いものと考えられたこと等から、「ジクロロイソシアヌル酸には生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと考えた。」と結論しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20190220028</p> <p>なお、残留基準の設定にあたっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和についてADIの80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

シフルメトフェンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「ラットを用いた2年間発がん性試験では、精巣間細胞腫の発現頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」とか「(参考)評価に供された遺伝毒性試験の invitro 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験をはじめ in vivo 試験では陰性の結果が得られたので、シフルメトフェンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。」など、発がんリスク等があっても、100の安全係数で割っているので大丈夫でしょう、という、国民のリスク軽視の姿勢は残念。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、ラットを用いた2年間発がん性試験や遺伝毒性試験の結果も評価し、ヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量 (ADI) が設定されていると承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>https://www.fsc.go.jp/fscii/evaluationDocument/show/kya20200611081</p> <p>また、残留基準の設定にあたっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

チアジニルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>諸外国では基準が設定されていないということだが、これはフリーパスなのか、使用禁止なのか、どちらなのか？</p>	<p>【回答 1】</p> <p>個別に残留基準が設定されていない農薬が残留する食品の取扱いは、国ごとに異なりますが、原則、米国及び豪州では当該農薬が食品中に検出されてはならず、EUでは一律基準（0.01ppm）が適用され、カナダ及びニュージーランドでは一律基準（0.1ppm）が適用されていると承知しています。</p> <p>なお、国内では、個別に残留基準が設定されていない農薬が残留する食品に対しては、一律基準（0.01ppm）を適用し、この値を超えて残留する食品の流通等を禁止しています。</p>

チエンカルバゾンメチルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>ADI は 1.1 mg/kg 体重/day、体重 60 kg のヒトなら 0.066 g/日とされているが、これも多い。</p> <p>「マウスを用いた 78 週間発がん性試験において、雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雄で前立腺部尿道移行上皮癌、雌で膀胱移行上皮癌が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」という、国民のリスク軽視のスタンスは残念。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、マウスの発がん性試験の結果も評価し、ヒトと動物の種差や個体差も考慮した上で、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、許容一日摂取量（ADI）が設定されていると承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20200611082</p> <p>また、残留基準の設定にあたっては、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80%の範囲内に収まることを確認しており、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>

全般に係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>承認農薬の成分数だけで1,842種（2021/3/31 現在）に上っており、添加物（829種。天然の添加物も含む）、畜産物中の抗生物質・ホルモン剤、遺伝子組換え、ゲノム編集成分など、全部合わせればどんな数字になるのか想像するだけで食欲が失せる。</p> <p>そのような状況にも関わらず、影響審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。</p> <p>複合効果を検証しろと意見を出しても「世界的機関でその必要性はないと言われているし、複合効果の検証方法は確立されていないので、現在検証方法等について検討している段階なので・・・」という言い訳をいつまでされるつもりなのか？</p> <p>複合影響の検証方法が確立されるまで、新規の承認を停止、残留基準はゼロとするとともに、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>厚生労働省では、農薬登録の申請に伴う農林水産省からの基準値設定依頼等を受け、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、薬事・食品衛生審議会における審議を経て、国民の健康に悪影響が生じないよう、食品中の農薬及び動物用医薬品等の残留基準値を設定しています。食品健康影響評価の評価書及び薬事・食品衛生審議会農薬・動物用医薬品部会の報告書はそれぞれ以下のホームページにて公表しています。</p> <p>（食品健康影響評価の評価書） http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument （農薬・動物用医薬品部会の報告書） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/bukaihoukoku.html</p> <p>また、国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会にお</p>

		<p>ける許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p> <p>なお、今般の意見募集は農薬等の残留基準に関するものであり、食品添加物、遺伝子組換え食品及びゲノム編集技術応用食品等については意見募集の対象外です。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
--	--	--